

# 令和6年度包括外部監査の結果等に対する対応

テーマ：防災・減災に係る財務事務の執行及び事業の管理について

報告書提出：令和7年3月26日（水）

ID	報告書頁	指摘意見	所管課（関係課等）	監査結果の概要	措置状況 (措置(予定)内容又は対応方針)
1	72	意見	防災危機管理課	① 国のガイドラインに基づく県強靭化計画の作成【意見】 今後強靭化計画の見直しや改定を行う際には、防災・減災に関係する既存計画の内容の集約に加え、既存計画の内容（事業・施策）だけで施策推進方針（リスク対応策）が十分か否かを確認できるよう、国のガイドラインなども活用しながら「脆弱性の分析・評価、課題の検討」を実施されたい。	次期改定の際には、リスクシナリオごとに施策推進方針が十分か適切に確認できるよう、国のガイドラインも参考に、関係部局と連携して取り組んでいく。
2	76	意見	防災危機管理課	② 県強靭化計画の記載内容の誤り【意見】 県強靭化計画の記載内容について、複数の誤りを確認した。これらの誤りは、県土強靭化計画の正確な情報提供を阻害する恐れがあることから、今後の見直しや改定等の中で適宜修正されたい。また、このような誤りが生じないよう策定プロセスや進捗管理の方法について改善されたい。	とりまとめ作業におけるミスを予防するためにダブルチェックをするなどR7年度の作業から改善を図る。また、次期改定の際には、誤りが生じないような方法を検討する。
3	76	意見	防災危機管理課	③ 県強靭化計画における目標管理【意見】 施策推進方針（リスク対応策）の災害時における確実な履行という面からは目標指標が正しく設定されていないという印象である。 従って、目標指標については、施策推進方針（リスク対応策）の災害時における確実な履行に資するものに照準を合わせ、施策推進方針（リスク対応策）の設定に際してリスクマトリクス等を活用するなど適切に対応されたい。	次期改定の際には、施策推進方針の確実な履行及び履行状況の適切な把握に資する適切な目標指標を設定するよう努める。
4	77	意見	空港港湾課	④ 強靭化計画における施策推進方針の具体的な記載内容に関する不備【意見】 「空港及び港湾施設の整備・老朽化対策の推進」という施策推進方針（リスク対応策）の記載について、港湾BCPだけでなく、空港BCPについても明記すべきであり、空港と港湾を横並びで評価した際に結果として記載漏れとなっている。従って、記載レベルを統一することを意識のうえ、今後強靭化計画の見直しや改定を行う際には修正されたい。	今後、強靭化計画を見直す際に、空港BCPについても明記することを検討します。
5	78	意見	防災危機管理課	⑤ 県地域防災計画の実行主体について【意見】 地域防災計画では、地域防災力の確保のための個別の実施事項が記載されている。その実施事項のそれぞれに実行主体が記載されているが、実行主体が県と記載されているものについて県の担当課が明確になっていない。 各主体の役割分担と責任の所在を明確にし、効果的な防災体制を構築できるように対応すべきである。他県では本文中に県の担当部局課を明記することで、役割分担の明確化を図る取り組みを行っているケースもあり、他の事例なども参考に検討されたい。	県地域防災計画への県担当課の記載に関しては、他都道府県の地域防災計画でも様々な手法を用いていることから、他県の事例を参考に、効果的・効率的な手法を検討する。 ※次期改定 令和8年3月に向け手法を検討
6	79	意見	防災危機管理課	⑥ 県地域防災計画に記載されている資料編の更新について【意見】 地域防災計画の資料編において、過年度の情報から更新されていない情報が複数見受けられた。自衛隊関連、病院関連、交通機関に関する情報については、古い情報のままになっており、更新が求められる。 また、資料編に収録する協定書の写しについて知事印のあるものに変更し、収録資料は適切に更新・修正するよう留意されたい。	毎年、関係機関に対し最新の情報となるよう依頼していく。また、協定書については、速やかに押印されたものに変更していく。
7	79	意見	防災危機管理課	⑦ 県防災会議における書面決議の運用【意見】 山形県防災会議条例および関連法規を確認する限り、書面決議による会議開催を明確に認める規定は存在していない状況である。書面決議の運用を通常通りの会議体で実施することが適切と考えられるが、もし書面決議を継続的に実行するのであれば、運用に関する明確なルールを定め、その要件や手続きを明確化し、会議の透明性と正当性を確保することが望まれる。	書面決議のルール化も含め、県防災会議の適切な運用に努める。なお、運用ルールの明確化は次回会議開催を経て手続きを行う。
8	81	指摘事項	防災危機管理課	⑧ 公開情報の管理不備【指摘】 「こちら防災やまがた！」が発信する情報について、古い情報が記載されている、ウェブページ上にあるハイパーリンク先のページに接続できないなど、適切な情報管理がなされていない状態が見受けられた。定期的なサイトの巡回、迅速な情報更新を行う必要がある。	「こちら防災やまがた！」について、ページ内容やハイパーリンク先の確認・検証を行い、適切な情報掲載となるよう更新作業を進めているが、主な掲載テーマである「危機管理」、「災害情報」、「防災情報」のそれぞれに大量の下部ページが存在しており、一つ一つの確認・検証に時間を要している。 今年度中の完了を目指し、計画的に更新作業を進めている。

9	85	意見	財政課	<p>① 各担当所属共通 ア 請求書と振込証明書の金額不一致による振込金額の内訳の確認について【意見】 補助金制度を所管する財政課では、以下のような取り扱いを検討すべきである。</p> <p>1. 総合振込明細の提出を義務化する 総合振込を行う際には、振込対象の各支出の内訳を明示した明細書（振込明細書）の提出を企業に義務づける。これにより、請求書に記載された個別の金額と実際の支払金額が明確に対照でき、信ぴょう性の高い支出確認が可能となる。</p> <p>2. 支出確認手順の明文化 補助金申請における経費支出の確認手順として、総合振込が行われた場合には、必ず内訳明細を添付することを企業に義務づける規定を交付要綱に追加する。この手順に基づき、行政側が個別金額の整合性を確実に確認できる体制を整える。</p>	<p>以下の内容の事務連絡を発出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付要綱制定時には、必要に応じて「補助対象経費の支出が総合振込で行われた場合、その明細も添付すること」について実績報告書の様式に記載すること。</li> <li>・額の確定の手続きは、必要に応じて追加の資料提出を求めるなど、信憑性の高い書類等に基づき行うこと。</li> </ul>
10	86	意見	防災危機管理課	<p>イ リエゾン派遣における安全性の確保【意見】 リエゾンの安全確保の水準は極めて低い。結果としてこれまでリエゾン派遣時に事故は生じていないが、令和4年、令和6年の災害状況を踏まえると事故が生じてもなんら不思議ではない。 従って、リエゾンの安全が確実に確保されるような派遣基準を設け、各総合支庁において運用されることが望まれる。</p>	<p>リエゾン派遣の根拠通知「災害時における市町村への連絡調整員の派遣について」を令和7年4月1日付で改正し、総合支庁長に移動に係る安全確保への配慮を求めるとした。</p>
11	90	意見	消防学校（防災危機管理課）	<p>② 消防学校（山形県防災学習館を含む） ア 消火体験コーナーの映像について【意見】 消火器の使い方を学ぶという体験の趣旨から見れば、水消火器を使用することは妥当である。 一方で、本コーナーで使用されるモニター映像は「てんぶら油火災」を題材としており、てんぶら油火災に対して水を用いた消火は危険な行為である。本学習館に訪問する利用者の中には未就学児も多く、本コーナーに訪れたことでかえって誤解が生じ、誤った理解、行動へ繋がる恐れがあるため、モニター映像の変更を検討すべきである。</p>	<p>体験時には、「油火災には水を用いた消火は危険であること」の説明を行うとともに、見やすい場所にその旨の注意書きを掲示するなど、来館者、特に子ども達が誤解しないよう対応済み。</p>
12	91	意見	消防学校（防災危機管理課）	<p>イ 防災学習館における地震体験施設の故障対応【意見】 防災学習館では、地震体験の施設として想定震度ごとの地震の状況を体験できるよう自宅リビングを模した地震体験施設を有している。現在、当該施設は建物内部の浸水に伴い施設駆動部も浸水したことによる故障のため、令和5年1月から休止している。現在の状況は来館者に対する適切な情報提供や学習機会の提示という点から不十分であり、来館者の学習意欲を削ぐことにも繋がりかねないことから休止された施設の効果的な利用について対応を検討されたい。</p>	<p>現在の施設を活用し、頭を保護するための安全確保行動や火の元の確認等の地震発生時の行動について学んだり、起震車やVRゴーグルを防災学習館に設置することによる災害疑似体験機会の確保・創出を図る等、現在の施設の機能強化について検討中。 なお、地域の方々が防災について自ら学ぶ「防災学習」を推進し、自助・共助に向けた県民の防災意識の向上を図るため、その学びの指針となる「地域における防災学習アクションプラン」の策定を予定しており、この中で、学習環境整備の一環として、防災学習館の機能強化及びリニューアルについて検討予定。</p>
13	92	意見	消防学校（防災危機管理課）	<p>ウ 通報体験施設の有用性について【意見】 防災学習館には、モニターと実際の公衆電話機を使った、火災・救急の際の119番通報体験を通して、通報の仕方を学べる施設がある。当該施設は現在4機中3機が故障中であり、1機のみ稼働している状況である。故障した公衆電話をそのまま展示し、代替コンテンツへの変更などを実施していない現状は、来館者に対する適切な情報提供や学習機会の提示という点から不十分であることから、来館者の防災学習に資するような形でコンテンツを見直すなどの対応を検討されたい。</p>	<p>故障中の3機については撤去するとともに、平時と災害時における通信手段としての公衆電話と携帯電話の比較等、代替コンテンツについて検討中。 なお、地域の方々が防災について自ら学ぶ「防災学習」を推進し、自助・共助に向けた県民の防災意識の向上を図るため、その学びの指針となる「地域における防災学習アクションプラン」の策定を予定しており、この中で、学習環境整備の一環として、防災学習館の機能強化及びリニューアルについて検討予定。</p>
14	93	意見	消防学校	<p>エ 委託業務契約社員の勤務管理【意見】 業務委託契約社員の勤務記録簿について出勤日数及び時間を確認したところ、勤務日数は集計できたものの、勤務時間の記載がなかったことから、勤務時間を把握できなかった。勤務状況を正しく把握するため、勤務記録簿において勤務時間を記録するよう対応されたい。</p>	<p>業務委託契約社員の勤務時間については、委託先事業者と調整し、令和7年2月から、出勤時間及び退勤時間を出退勤時刻管理簿に記録することとした。</p>
15	94	意見	消防学校（防災危機管理課）	<p>オ 非常用持ち出し品に係る展示物の見直し【意見】 展示されている非常用持ち出し品には、現代のニーズに合致していない状況であり、来場者に必要性が伝わる展示方法になっていないなどの問題が見つかった。さらに、非常用持ち出し品の選び方、使い方、保管方法など、来館者が防災知識を深めるための情報提供が不足している。 来館者が状況に応じた適切な備えをより理解し学べる展示方法を工夫する必要がある。</p>	<p>令和7年2月に非常持ち出し品・非常備蓄品の例の一覧を作成して掲示し、携帯用充電器、体温計、マスク等の追加展示を実施。また、令和6年9月には、耐震シェルターを常設展示に追加。防災学習館を会場に、県建築住宅課が主催し、一般県民、耐震改修事業者、行政職員を対象に耐震シェルターの説明会を令和7年2月、3月に実施（計2回）。なお、非常用持ち出し品の選び方、使い方、保管方法については、既に口頭で来館者に情報提供しているが、これらの掲示についても、今後進める。</p>
16	97	指摘事項	消防学校	<p>カ 備品標示票未貼付の備品【指摘】 消防学校厨房内にある、ステームコンベクションオーブンについて、備品標示票が貼られていなかった。山形県財務規則第155条によれば、表示することが困難な場合を除き、備品標示票の貼付を義務付けているため、規則違反である。速やかに是正されたい。</p>	<p>ステームコンベクションオーブンの備品標示票については、貼付していた標示票が剥がれたものであり、令和6年8月21日に再び貼り付けを行った。</p>

17	98	指摘事項	消防学校	<p><b>キ 薬品・劇毒物管理について【指摘】</b> 劇・毒物を含む薬品類について、管理台帳と実物在庫に相違がみられた。管理が必要な薬品等を把握の上、管理台帳は確認日と数量が把握できる形で適切に管理されたい。一方で、薬品等の使用頻度は著しく低いように見受けられた。従って、そもそも消防学校において使用すべき薬品であるかどうかを改めて検討されたい。</p>	消防学校薬品管理規程を制定して、令和7年2月20日より施行し管理を行っている。また、使用しない薬品について検討を実施し、廃棄対象は取りまとめて管理した。今後、予算の範囲内で処分等を実施する。
18	101	意見	防災危機管理課	<p><b>ク 賞味期限切れの防災備蓄【意見】</b> 山形県消防学校倉庫棟には防災危機管理課が管理している防災備蓄が保管されているが、期限切れの水が保管されていた。賞味期限切れの水の処分方法は取り扱いが統一されていないことから、取り扱いを統一の上、適切に対処されたい。</p>	賞味期限切れの飲料水については、生活用水用として可能な範囲で保管することとしているが、この取扱いを共有するため、各総合支庁等へ改めて周知する。
19	102	意見	消防学校	<p><b>ケ 訓練棟内の消火器の管理【意見】</b> 有効期限を超過し、点検未了となっている消火器が2本見つかった。消火器設置義務のある建物ではないため、恐らく消火用に設置されたものではなく訓練用に配置されたものではないかとのことであった。実際に訓練用として利用する場合は、その表記を消火器に貼付するか、不要であれば適切に処分するなどの対応方針を検討されたい。</p>	訓練棟内の消火器については、令和6年10月15日に撤去済です。
20	103	指摘事項	消防救急課	<p><b>③ 消防救急課消防防災航空隊</b> <b>ア 備品標示票未貼付の備品【指摘】</b> 備品実査を行ったところ、事務所外の備品については備品標示票の貼付がされていなかった。救急救助用資機材についても備品管理の必要性は変わらないため、全ての備品に備品標示票を漏れなく貼付できなければ、例えば写真を撮って備品台帳に記載することや、備品本体ではなく保管場所に備品標示票を貼り付けするなど、備品の取扱に関する運用について、検討し改善されたい。</p>	備品表示票の貼付が可能なものについては全て貼付した。また、救助活動や安全運航への支障から備品表示票を貼付できない備品については、当該備品の写真を撮り備品台帳に標示して、適切に管理している。
21	103	指摘事項	消防救急課	<p><b>イ 実査時不明備品の存在【指摘】</b> 備品2点について、実査時（令和6年8月21日）に現品を確認できなかつた。本備品については、後日確認することができたが、現品の所在が実査時に特定できなかつたことから、一時的に異なる場所で使用する場合でも所在は正確に把握しておく必要がある。</p>	一時的に異なる場所で使用する備品については、備品台帳に当該場所と使用期間をその都度記載することとし、所在が不明とならないよう適切に管理している。
22	104	意見	消防救急課	<p><b>ウ 消防防災ヘリコプターの運航体制について【意見】</b> 北海道・東北8道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県）は「消防防災ヘリコプターの運航不能時間等における北海道・東北8道県相互応援協定（平成12年3月1日締結）」に基づき、自県の消防防災ヘリコプターが運航不能などの際には応援要請を行い、他道県の消防防災ヘリコプターが応援活動として出動することとなっている。応援・支援の関係を見てみると、応援件数6件に対し、受援件数21件と大幅に受援件数のほうが多い状況である。県内の災害では現場到着の時間的な優位性は一部地域を除けば山形県にあることから、いちはやく現場到着を目指す必要がある環境下では、やはり応援に頼るのではなく山形県において防災対応力を確保することが望まれる。 受援実績0を達成している秋田県のような他団体の取組みを確かめつつ良い取り組みであれば採用することを目標に議論を進めることが有意義であると思われる。</p>	秋田県のように防災航空隊と警察航空隊の連携による共同運航体制を確保するには、相互の運航体制の調整や機体（機種）の相違等クリアすべきハードルが高く、将来的な課題と認識している。 なお、機体の不具合による運航休止日数を極力少なくするため、令和6年度から電子機器の包括役務契約を締結し修繕部品の早期調達を図るとともに、日頃から警察航空隊と連携を密にし、相互の機体の整備点検期間が極力重複しないよう調整を図っているところであり、今後とも本県における航空防災対応力の確保に向けて必要な取組を推進していく。
23	110	指摘事項	置賜総合支庁総務課防災安全室	<p><b>④置賜総合支庁本庁舎</b> <b>ア 備蓄品の管理状況【指摘】</b> 県庁職員以外の一般の方も利用される置賜保健所1階ロビー付近に、主に食糧品やおむつや毛布等生活用品が保管されており、紛失や破損、異物混入等の可能性も否定できない状況にある。 そのため、少なくとも県庁職員以外も立ち入ることのできる共用部等での備蓄品の保管は避け、施錠できる室内等しかるべき場所へ移管されたい。</p>	1階ロビー付近に保管していた備蓄品は、令和7年6月10日に、関係者以外が立ち入ることのできない施錠可能な場所に保管場所を変更した。
24	111	意見	防災危機管理課	<p><b>イ 賞味期限切れの食糧備蓄品【意見】</b> 置賜総合支庁で備蓄している食糧備蓄について、往査時点（令和6年8月22日）で賞味期限切れとなっている食糧（アルファ米炊き出しセット白飯）650食分及び消費期限となっている使い捨て哺乳瓶120本が発見された。 賞味期限切れの状況では廃棄されてしまうことから、賞味期限切れになる前にフードバンクへの提供、近隣住民や教育機関への配布、防災訓練での活用等、廃棄以外の計画的な利活用も検討されたい。</p>	備蓄食料及び飲料水のうち、品質保持期限が迫っているものについては、自主防災組織の防災訓練での使用や乳児院、フードバンク等へ供与により活用しているが、全ては処理できず、一部賞味期限切れとなる場合もあるため、今後、供与先の拡大等も含めて効果的な活用を検討していく。
25	112	意見	防災危機管理課	<p><b>ウ 長期保有している資機材備蓄品【意見】</b> 置賜総合支庁で備蓄している資機材関係の備蓄について、購入から30年以上が経過している簡易トイレや防災シート、また保証期限を超過した毛布等が発見された。資機材の備蓄品についても、食糧同様一定の更新計画を設け、更新していくべきと考える。 また、保管状況を確認したところ、梱包されたままのものも多く梱包の中身が使用可能であるかについて確認がなされていない状況である。災害時に、しかるべき対応ができるよう、上記更新計画を踏まえ、更新・廃棄を予定する備蓄品については、防災訓練の際に実際に利用してみる等、こちらも食糧備蓄品同様、廃棄以外の可能性も検討されたい。</p>	長期間備蓄している資機材や保証期限経過後の備蓄品の扱いについては、他都道府県の事例などを参考に検討を行っていく。

26	114	指摘事項	置賜総合支庁総務課防災安全室・防災危機管理課	<p><b>工 防災資機材等一覧表の更新漏れ【指摘】</b>          一部の備蓄品は、現地往査時に受領した令和6年3月31日時点での「置賜総合支庁防災資機材等一覧表」に含まれておらず、一覧表の更新が正しくされていないことから資産の保全の観点から速やかに是正されたい。          なお、是正に際しては、他の総合支庁においても同様の状況にないか確認の上、対応されたい。</p>	<p>当該備蓄品については、「山形県防災資機材等管理運営要綱」第2条で定める防災資機材等には当たらないため、「置賜総合支庁防災資機材等一覧表」には記載せず、「置賜支部災害対策要員用品」として管理している。今後とも、更新漏れの無いように適切に管理していく。          また、要綱で定める防災資機材等の適切な報告について、防災危機管理課から各総合支庁へ通知し、報告内容と購入情報等を比較する等により管理状況を確認した。</p>
27	115	意見	防災危機管理課	<p><b>⑤ 置賜総合支庁西置賜地域振興局</b>  <b>ア 賞味期限切れの食糧備蓄品【意見】</b>          置賜総合支庁西置賜地域振興局で備蓄している食糧備蓄について、往査時点（令和6年8月30日）で賞味期限切れとなっている食糧（アルファ米炊き出しセット白飯）250食分が発見された。          賞味期限切れの状況では廃棄されてしまうことから、賞味期限切れになる前にフードバンクへの提供、近隣住民や教育機関への配布、防災訓練での活用等、廃棄以外の計画的な利活用も検討されたい。</p>	<p>備蓄食料及び飲料水のうち、品質保持期限が迫っているものについては、自主防災組織の防災訓練での使用や乳児院、フードバンク等へ供与により活用しているが、全ては処理できず、一部賞味期限切れとなる場合もあるため、今後、供与先の拡大等も含めて効果的な活用を検討していく。</p>
28	115	意見	防災危機管理課	<p><b>イ 長期保有している資機材備蓄品【意見】</b>          置賜総合支庁西置賜地域振興局で備蓄している資機材関係の備蓄について、購入から30年以上が経過している簡易トイレや防災シート、また保証期限を超過した毛布等が発見された。資機材の備蓄品についても、食糧同様一定の更新計画を設け、更新していくべきと考える。          また、保管状況を確認したところ、梱包されたままのものが多く、訓練等でも使用されていないものと見受けられる。災害時に、しかるべき対応ができるよう、上記更新計画を踏まえ、更新・廃棄を予定する備蓄品については、防災訓練の際に実際に利用してみる等、こちらも食糧備蓄品同様、廃棄以外の可能性も検討されたい。</p>	<p>食料等以外の備蓄品の保証期限経過後の扱いについては、他都道府県の事例などを参考に検討を行っていく。</p>
29	116	意見	置賜総合支庁西置賜総務課	<p><b>ウ 防災資機材の効果的管理について【意見】</b>          備蓄倉庫内に「防災資機材等」一覧表に記載のない新品の反射板灯油ストーブ3台が存在していた。          災害時に有効活用できそうな資機材については、「防災資機材等」一覧表にて一元管理するなど、いざ使用する際に遅滞なく対応できるよう努められたい。</p>	<p>「山形県防災資機材等管理運営要綱」で定める防災資機材等と、その他の資機材について分けて管理しております。          なお、反射板灯油ストーブ3台については、「置賜支部災害対策要員用品」として別に管理しております。</p>
30	117	指摘事項	置賜総合支庁西置賜建設総務課	<p><b>エ 下請報告書に添付された下請業者の誓約書の記載漏れ【指摘】</b>          工事1件について、下請業者12社のうちの一部（5社）が提出した誓約書について「□私」か「□当社」か選択する箇所に記載漏れが発見された。当該書類を受領した際は、提出有無のほか記載内容に不備等がないかを確認し、不備がある場合には差し戻す等、より一層適切な運用を図られたい。</p>	<p>当該案件の記載漏れによる不備については、請負業者へ差し戻しのうえ、記入を求め、書類を整備するとともに、以後職員による記載内容の確認を必ず行い、記載漏れによる不備はない。</p>
31	119	意見	置賜総合支庁西置賜農村整備課	<p><b>オ 入札辞退理由の把握による実効性ある競争入札の実施【意見】</b>          「令和5年度工事発注等状況調書」をもとに契約関係書類を閲覧したところ、入札参加者の多くが入札辞退となり、結果として、高い落札率による1者のみの応札となっている契約が散見された。          入札辞退者に対してその具体的な理由をヒアリングすることは、次回以降の辞退者を減らし、競争性の確保及び選定の経済性等を追求するための取組みに活かすことが可能になるものと考えられることから、辞退により入札者数が低調であった場合には、その原因を調査することで入札者数の確保を図り、より実効性のある競争入札の実施へと繋げていくことが望ましい。</p>	<p>現時点において、辞退により入札者数が低調であった事例は発生していない。しかし、今後の入札において事例が生じた場合は、辞退者にその理由を聴き取り、改善できるものはその後の入札に活かしていくたい。</p>
32	122	意見	置賜総合支庁西置賜河川砂防課	<p><b>カ 水防施設内の管理不備【意見】</b>          広報用看板が木杭の上に放置されている状況が確認された。放置された看板は、木杭を利用する際の作業の妨げになるだけでなく、地震などで落下・破損する恐れもある。          水防施設の管理においては、資機材等の適切な保管場所を確保し、不要なものは処分するなど、整理整頓を徹底されたい。また、施設の維持管理に関する規程を見直し、同様の事態が発生しないよう職員への周知を徹底されたい。</p>	<p>水防活動に不要なものについては、本格的な出水前のR7.5月までに撤去・処分を完了。今後は施設・資材の適切な管理に努める。</p>
33	122	意見	置賜総合支庁西置賜河川砂防課(他の水防倉庫については河川課ともご調整をお願いします。)	<p><b>キ 消火器の管理不備【意見】</b>          水防施設は、洪水や土砂災害などから地域住民の生命・財産を守るための水防備蓄品を保管する重要な施設であり、消火器設置義務はないものの火災発生時の初期消火に備え、消火器を適切に設置・管理することが求められる。使用期限が大幅に切れている消火器等について、交換するなど対応するとともに、県は他の水防倉庫の消火器について、製造年、使用期限、外観の異常などを定期的に点検し、使用期限切れや不具合のある消火器は速やかに交換し、点検記録を適切に作成・保管し、消火器の設置状況を常に把握できるようにする必要がある。</p>	<p>使用期限の切れた消火器については、R7.3月に交換済み。今後は定期的に点検し、適切に管理する。</p>
34	124	意見	村山総合支庁農村整備課	<p><b>⑥ 村山総合支庁本庁舎</b>  <b>ア 効率的な工事発注の推進【意見】</b>          令和4年度上山2地区基幹水利施設ストックマネジメント事業第1工区工事については、撤去する揚水機場の内壁に塗られたモルタルにアスベストが検出されたことから、その撤去工法の変更を主因として、当初発注時の約1.5倍の請負金額となる変更契約の締結がなされていた。          県営事業対象施設の解体撤去、改修・補修工事等に際しては、当初請負契約締結の段階より、建築時期や建築材料などからアスベスト含有の可能性について十分な懐疑心をもって検討し、効率的な発注が行われるよう努められたい。</p>	<p>「農業農村整備事業等におけるアスベスト（石綿）対応マニュアル（平成18年9月 農林水産省農村振興局整備部）」において、石綿を建築の左官材料として使用している可能性についての記載がないことから、当該工事においては石綿の含有を想定しておらず、工事発注前に石綿含有にかかる調査を実施しておりませんでした。          しかし、今回の工事において想定外の建築材料から石綿の含有が確認されたことから、工事発注前に石綿含有の有無について事前に調査し、大幅な変更が生じないよう所属の打合せ会議において職員に対し詳細説明を行い周知徹底した。</p>

35	125	意見	村山総合支庁建設総務課	<p>イ 契約日より後日付となっている下請業者2社からの誓約書【意見】 A社が1次下請業者と契約を締結したことに伴い提出された再下請負通知書（変更届）によれば、当該契約書日は令和5年11月20日となっているが、当該A社から提出された誓約書の日付は令和5年11月24日となり、契約締結日よりも後日付となる。</p> <p>入札説明会等、事業者とのコミュニケーションの場で改めて誓約書を含む反社会的勢力排除に係る事項に係る取組や手続に関し、強調、啓蒙し、併せて工事関係の担当部局においても周知徹底を図り、契約前段階から反社会勢力等の参入を防ぐよう努め、今回同様のケースが生じないように是正されたい。</p>	<p>契約締結前の事業者との打合せにおいて、反社会的勢力排除に係る事項に関する手続等について説明を実施するよう経理係員での周知を徹底し、配付資料の提出書類「誓約書」に注意書きを記載した。</p> <p>また、建設企画課から各総合支庁建設総務課あてに発出された、令和7年2月20日付け通知「山形県発注工事における下請業者からの誓約書の提出日について」において、受注業者への指導等、山形県建設工事元請下請適正化指導要領を適切に運用するよう周知が図られた。</p>
36	126	意見	村山総合支庁建設総務課（制度所管課と調整のうえ対応をお願いします。）	<p>ウ 相指名業者への下請け発注【意見】 相指名業者への下請発注については、建設業法始め各法令等において禁止する規定はないものの、入札談合や事前の利益供与等公正な競争入札を阻害する恐れがと考へて一定の制限を規定している団体も見受けられるが、山形県においてはそのような規定はない。</p> <p>入札に関する疑念に対し、県としての考え方や方針が示されていない状況は健全な状況とは言えず、また公共工事に対する県民の信頼を損ねる結果となる可能性も否定できない。「相指名業者への下請発注」に関する方針やルール等を定め、県として問題が生じないようリスク管理できる環境を整えることを検討されたい。</p>	<p>競争入札が適正に行われた場合、落札後に落札者が工事の一部を下請に出すかどうかについては落札者に委ねられております。</p> <p>また、契約上、一括下請負は禁止されており、下請工事を発注した元請は下請報告書等を作成し県に提出することとされているほか、県は、建設工事元請下請関係適正化指導要領に基づき元請と下請との関係の適正化を図ることとしております。</p> <p>これにより契約の適正性は担保されるものと考えられることから、本県では「相指名業者への下請発注」は禁止しておりませんが、国や他の都道府県の状況を情報収集してまいります。</p>
37	127	指摘事項	村山総合支庁西村山建設総務課（制度所管課と調整のうえ対応をお願いします。ID43と共に事案）	<p>⑦ 村山総合支庁西村山地域振興局 ア 産業廃棄物処理結果報告書等とその基礎データ間の不整合【指摘】 5件の工事について、工事完了報告に際して事業者より提出された「建設廃棄物処理結果報告書」又は「建設副産物処理結果報告書」と産業物処理法に基づき処分業者より交付される「マニフェスト」や再生資源の利用の促進に関する法律に基づき作成される「再生資源利用促進実施書」等の基礎資料との間で不整合が生じている。</p> <p>検査時の注意すべき点として県庁職員内で注意喚起するとともに、事業者側にも記載例を提供する等記入内容の不備を低減するための措置を講じられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設企画課において毎年実施されている「建設マネジメント研修」で配布される「建設副産物について」の資料を関係職員に周知する。また、受注者との当初打合せの際、建設副産物に関する提出書類について「土木工事共通仕様書」及び「再生資源利用計画書（記入例）」を説明し提出書類の不備防止を図ることとした。</li> <li>工事完成後に提出される「建設廃棄物処理結果報告書」が「再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書」と整合が取れているか確認することとした。</li> </ul> <p>産業廃棄物処理結果報告書等と再生資源利用促進実施書等の間に不整合がないよう注意喚起する通知文について、建設企画課から各総合支庁にこれから発出される予定です。</p>
38	129	意見	村山総合支庁総務課防災安全室	<p>イ 防災資機材等一覧表への適切な記載について【意見】 簡易トイレについて、防災資機材一覧表ではその使用用途などの概要記載がないため、担当者もトイレ個数を誤認識していたことから、誤認しないよう内容の記載をもう少し丁寧にしておく必要がある。</p> <p>また、防災倉庫は名称の無い部屋2部屋のうち1部屋について紙で防災倉庫と記載されており、もう1部屋はなにも記載されていない部屋であった。防災備蓄を管理するうえでは場所管理は重要であるため、保管場所の名称記載は適切に実施されたい。</p>	<p>簡易トイレに係る防災資機材等一覧表への記載内容を明確化するため、規格や備考などの記載を加えるよう改めた。</p> <p>また、防災倉庫について、各部屋の名称を定め、各部屋のドアに名称を掲示した。</p>
39	130	意見	村山総合支庁総務課防災安全室	<p>ウ 非常用発電装置の運用について【意見】 非常用発電装置については、点検・試運転を今年度実施していない。本体には100時間の使用ごとにオイル交換が必要である旨のシール貼り付けがあるが、前回のオイル交換はいつ実施したかは不明である。法定点検はないものの、点検の基準を設けて対応されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常時に使用可能な状態を維持するため、2～3ヶ月に1度点検し、10分程度の試運転を行うこととした</li> <li>点検の基準等は現在検討中</li> </ul>
40	132	指摘事項	村山総合支庁西村山総務課	<p>エ 灯油の安全な保管について【指摘】 非常用発電装置が保管された車庫において、冬季暖房用と思われる灯油が保管されており、灯油がはいっているものの、蓋がなされていない。庁舎管理の観点から、このような保管方法は危険であるとともに異物混入等を含む劣化の恐れもあることから安全な灯油保管に留意されたい。</p>	<p>ポリタンク1基中に残存していた灯油は、劣化状況も踏まえ令和6年9月に廃棄処分を行った。空のポリタンク8基は、保管場所を非常用発電装置から離れた場所とし、蓋を締めて保管するよう改めた。</p>
41	132	意見	村山総合支庁西村山総務課	<p>オ 防災資機材等保管場所（旧健康相談室及び名称の無い部屋）における不要物品について【意見】 保管場所が整頓されていないことにより、防災資機材は分離管理されており、特に名称の無い部屋においては、面積が狭く防災資機材と無関係の備品類が存在することにより、防災資機材の数量確認や内容物の確認に支障をきたす状況である。名称の無い部屋は、整頓し防災資機材を旧健康相談室に一元保管・管理することで別用途（会議室など）に転用できる可能性もある。防災倉庫をまとめ、不要物品については使用できるものは使用するとして使用しないものは廃棄するなどの対応が望まれる。</p>	<p>防災資機材等保管場所に残置されている旧寒河江保健所関係の物品等について、所管の村山保健所が令和7年3月までに移設・廃棄を実施した。</p> <p>なお、残置品の移設・廃棄で生じたスペースについては、拡充される防災資機材の保管スペースとした。</p>

42	134	意見	村山総合支庁西村山河川砂防課	<p>カ 水防倉庫における水防備蓄品の管理について【意見】 水防計画書に示された基準となる備蓄資器材数量と現物確認の結果が相違している。実際の備蓄数が正しくカウントされ、集計されるよう留意されたい。 また、水防備蓄とは別に、建設部の業務で使用するテントなどの資機材も保管されているため、水防備蓄資機材以外の備品一覧表を作成するなど効果的な水防備蓄管理に留意されたい。</p>	<p>・水防倉庫内の資器材整理を行い、水防用とそれ以外を分けたうえ、一覧表を作成し倉庫内に掲示し、資器材の保管位置を明示した配置図を作成する。</p> <p>・水防資材については年に一度、備蓄数量の確認を行い、結果を次年度の水防計画書に反映する。水防活動により資器材の搬出を行った際や、不足分の調達を行った際は、備蓄数量の増減が分かるような集計表にて整理を行う。</p>
43	135	指摘事項	村山総合支庁北村山建設総務課 (制度所管課と調整のうえ対応をお願いします。ID37と共に事案)	<p>⑧ 村山総合支庁北村山地域振興局 ア 産業廃棄物処理結果報告書等とその基礎データ間の不整合【指摘】 工事完了報告に際して事業者より提出された「建設廃棄物処理結果報告書」とその基礎資料との間で不整合が生じている。 当該不備は他公所でも発生しており、不整合が生じやすい箇所であるため、検査時の注意すべき点として県庁職員内で注意喚起するとともに、事業者側にも記載例を提供する等記入内容の不備を低減するための措置を講じられたい。</p>	<p>建設企画課において毎年実施されている「建設マネジメント研修」で配布される「副産物について」の資料を関係職員に周知する。また、受注者との当初打合せの際、建設副産物に関する提出書類について「土木工事共通仕様書」及び「再生資源利用計画書（記入例）」を説明し提出書類の不備防止を図ることとした。 工事完成後に「建設廃棄物処理結果報告書」が「再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書」と整合が取れているか確認することとした。 また、建設企画課から各総合支庁建設総務課あてに注意喚起の通知を行う予定である。</p>
44	135	指摘事項	村山総合支庁北村山建設総務課	<p>イ 1次下請業者とその再委託先との契約書の中に反社会的勢力の排除条項がない【指摘】 工事1件について、下請業者とその再委託先の契約書の条項に、反社会的勢力の排除に関する条項が含まれていない。「山形県建設工事元請下請関係適正化指導要領（第7条第2項）」に、反社会的勢力の排除に関する条項を加えることが求められており、本規定に違反する状況となっている。 については、入札説明会等、事業者とのコミュニケーションの場で改めて反社会的勢力排除に係る事項に係る取組や手続に関し、強調、啓蒙するとともに、併せて工事関係の担当部局においても周知徹底を図り、今後見過ごすことのないように是正されたい。</p>	<p>受注者との契約締結時、下請計画報告書提出時、工事着手前の受注者発注者受注者打合せ時に、「山形県建設工事元請下請関係適正化指導要領」を順守すること、特に第7条（下請けからの暴力団の排除）第2項契約書への契約解除条項の規定及び第4項下請けから誓約書（別紙様式6）の提出が必要であることを説明することとした。 この取組について、事務引継ぎマニュアルの改正及び工事関係担当課への周知を行った。 建設企画課において建設業者等を対象とした入札・契約制度の説明会を令和7年5月に行い、下請からの暴力団排除を含む「山形県建設工事元請下請関係適正化指導要領」の内容について周知した。 今後も毎年開催する説明会で、請負契約の適正化等について周知徹底を図る。</p>
45	136	意見	村山総合支庁北村山建設総務課	<p>ウ 契約日より後日付となっている下請業者からの誓約書【意見】 工事1件について、下請業者から提出された誓約書日付が契約締結日よりも後日付となっている。 入札説明会等、事業者とのコミュニケーションの場で改めて誓約書を含む反社会的勢力排除に係る事項に係る取組や手続に関し、強調、啓蒙し、併せて工事関係の担当部局においても周知徹底を図り、契約前段階から反社会勢力等の参入を防ぐよう努め、今回同様のケースが生じないように是正されたい。</p>	<p>受注者との契約締結時、下請計画報告書提出時、工事着手前の受注者発注者受注者打合せ時に、「山形県建設工事元請下請関係適正化指導要領」を順守すること、特に第7条（下請けからの暴力団の排除）第2項契約書への契約解除条項の規定及び第4項下請けから誓約書（別紙様式6）の提出が必要であることを説明することとした。 この取組について、事務引継ぎマニュアルの改正及び工事関係担当課への周知を行った。 また、建設企画課から各総合支庁建設総務課あてに発出された、令和7年2月20日付け通知「山形県発注工事における下請業者からの誓約書の提出日について」において、受注業者への指導等、山形県建設工事元請下請適正化指導要領を適切に運用するよう周知が図られた。</p>
46	137	意見	村山総合支庁総務課防災安全室	<p>エ 防災資機材等一覧表への適切な記載について【意見】 簡易トイレについて、防災資機材一覧表ではその使用用途などの概要記載がないため、内容の記載をもう少し丁寧にしておく必要がある。 また、備蓄倉庫に、防災資機材等に該当はしないものの、災害時に有用な備品があった。防災資機材等のリストとは別に管理表を作成するなどし、一元管理することが望ましい。</p>	<p>簡易トイレに係る防災資機材等一覧表への記載内容を明確化するため、規格や備考などの記載を加えるよう改めた。 また、災害時に有用な備蓄品等の管理表を作成し管理することとした。</p>
47	138	指摘事項	村山総合支庁北村山河川砂防課	<p>オ 水防倉庫内の未使用の混合オイルについて【指摘】 水防倉庫に備蓄品ではない未使用の古い混合オイル（ガソリン）があったが、缶変形につき破裂破損の危険性があると見受けられる。混合オイルはチェーンソーや刈払機の燃料として使用できることから、古いものから優先して使用し、危険が生じるほどに未使用のまま置いておくなどの管理を改めるべきである。</p>	<p>混合オイルについては、以前刈払機等で使用していたが、現在は他の使用目的もなく、燃料の劣化状況も考慮して、適正に処分した。</p>
48	138	意見	村山総合支庁北村山河川砂防課	<p>カ 水防備蓄品の管理不備【意見】 水防計画資料編に記載の備蓄品の数量と現物の数に相違が見受けられた。水防施設の機能を維持し災害発生時に迅速かつ的確な対応を可能にするためにも備蓄品管理台帳を通じた適正な管理を徹底されたい。</p>	<p>令和7年9月までに県が備蓄品の数量を確認し、必要数量が不足しているものに対しては補充し、管理台帳を備え数量の管理を適正に行う。また、年に1回以上は点検を行い数量等を確認する。</p>
49	139	意見	村山総合支庁北村山河川砂防課(他の水防倉庫については河川課ともご調整をお願いします。)	<p>キ 消火器の管理不備【意見】 水防施設は、洪水や土砂災害などから地域住民の生命・財産を守るために水防備蓄品を保管する重要な施設であり、消火器設置義務はないものの火災発生時の初期消火に備え、消火器を適切に設置・管理することが求められる。使用期限が大幅に切れている消火器等について、交換するなど対応するとともに、県は他の水防倉庫の消火器について、製造年、使用期限、外観の異常などを定期的に点検し、使用期限切れや不具合のある消火器は速やかに交換し、点検記録を適切に作成・保管し、消火器の設置状況を常に把握できるようにする必要がある。</p>	<p>令和7年9月までに使用期限の切れた消火器については処分し、新しいものに交換する。また、年に1回以上は点検を行い記録簿により適正に管理する。</p>

50	139	指摘事項	村山総合支 庁北村山建 設総務課	<p>ク 暴力団排除の誓約書の原本未提示【指摘】</p> <p>建設工事（土砂災害対策事業等）契約に基づく下請負人から徴収する暴力団排除の誓約書について原本提出を求めるものの、写しの提出となっている契約が2件あった。また、うち1件については山形県様式ではない誓約書が提出されている。県様式と異なることから誓約の内容も一部異なるものとなっている。誓約書の提出についてルールを順守するよう留意されたい。</p>	<p>事務引継ぎマニュアルを改正し、正しい誓約書が提出されているか確認することとした。また、契約担当課及び工事担当課内で誓約書の確認について、周知徹底を図った。</p>
----	-----	------	------------------------	---	--

(最終更新：令和8年1月)